

倉庫業企業年金基金規約

目 次

第1章 総 則

第2章 代議員及び代議員会

第3章 役員及び職員

第4章 加入者

第5章 基準給与、仮想個人勘定残高及び標準給与

第6章 給 付

第1節 通 則

第2節 老齢給付金

第3節 脱退一時金

第4節 遺族給付金

第7章 掛 金

第8章 積立金の積立て

第9章 積立金の運用

第10章 年金通算

第11章 解散及び清算

第12章 福祉事業

第13章 雑 則

附 則

別 表

第1章 総 則

(目的)

第1条 この企業年金基金（以下「基金」という。）は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、基金の加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）の老齢、脱退又は死亡についてこの規約の内容に基づく給付を行い、もって加入者等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 基金の名称は、倉庫業企業年金基金とする。

(事務所)

第3条 基金の事務所は、次の場所に置く。

東京都中央区東日本橋一丁目2番6号

(実施事業所の名称及び所在地)

第4条 この規約に基づいて確定給付企業年金を実施する法第2条第2項に定める厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の名称及び所在地は、別表第1に掲げるとおりとする。

(公告の方法)

第5条 基金において公告しなければならない事項は、基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第8条、第9条、第53条の2、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報への掲載及び電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）による公告としてこの基金のウェブサイトへの掲載により行う。

第2章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第6条 基金に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

(代議員の定数)

第7条 基金の代議員の定数は、36人とし、その半数は、実施事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

(代議員の任期)

第8条 代議員の任期は3年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙区)

第9条 加入者において互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の選挙は、1の選挙区で行う。

(互選代議員の選挙期日)

第10条 互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終わる日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終わる日の後15日以内に行うことができる。

2 互選代議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行う。

(互選代議員の選挙の方法)

第11条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入者1人について1票とする。

3 第1項の選挙の期日は、15日前までに公告しなければならない。

4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(当選人)

第12条 選挙の結果、得票数の多い者から順次に数えて当該選挙により選挙すべき互選代議員の数に相当する数の者を当選人とする。ただし、互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、前項の規定にかか

ならず、前条第1項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。

- 3 理事長は、当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する実施事業所の名称を公告しなければならない。
- 4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙執行規程)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

- 第14条 事業主において選定する代議員（以下「選定代議員」という。）の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。
- 2 前項の規定による選定代議員の選定は、選定の都度、全ての事業所により選定を行うこととし、事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補者を指名する方法を基本とし、当該方法を希望しない事業主は選定行為を現に役員又は職員でない者に委任しなければならない。
 - 3 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。
 - 4 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。
 - 5 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。
 - 6 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(通常代議員会)

第15条 通常代議員会は、毎年1月及び7月に招集する。

(臨時代議員会)

- 第16条 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時に代議員会を招集することができる。
- 2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

- 第17条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。
- 2 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(定足数)

第18条 代議員会は、代議員の定数(第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。)の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 代議員会に出席することのできない代議員は、前条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。ただし、代議員会の開会の日の前日までに基金に到着した書面に限る。

(代議員会の議事)

第19条 代議員会の議長は、理事長をもって充てる。

2 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 規約の変更(確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。)第15条各号に規定する事項の変更を除く。)の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。

4 代議員会においては、第17条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決をすることができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第20条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることはできない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第21条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあつては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあつては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。

3 代理人は、代理権を証する書面を代議員会に提出しなければならない。

(代議員会の議決事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員の解任
- (3) 毎事業年度の予算
- (4) 毎事業年度の事業報告及び決算
- (5) 借入金の借入れ
- (6) その他の重要事項

(会議録)

第23条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 代議員の定数

(3) 出席した代議員の氏名、第18条第2項の規定により書面により議決権又は選挙権を行使した代議員の氏名及び第21条の規定により代理された代議員の氏名

(4) 議事の経過の要領

(5) 議決した事項及び可否の数

(6) その他必要な事項

2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。

3 基金は、会議録を基金の事務所に備え付けておかなければならない。

4 加入者等は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規程)

第24条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(役員)

第25条 基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の定数及び選任)

第26条 理事の定数は、14人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

- 2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。
- 3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て、理事長が指名する。
- 4 理事のうち1人を給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て、理事長が指名する。
- 5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

(役員の任期)

第27条 役員の任期は3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 役員は、その任期が終了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(役員の解任)

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (3) 理事にあつては、第37条の規定に違反したとき。

(役員の選挙執行規程)

第29条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第30条 基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 令第12条第4項の規定による理事長の専決処分
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任
- (5) 積立金の管理及び運用に関する方針

(理事会の議事)

第33条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- 3 理事会に出席することができない理事は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第34条 理事会の会議録については、第23条第1項から第3項までの規定を準用する。

(役員の職務)

第35条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理する。
- 3 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
- 4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 5 監事は、基金の業務を監査するほか、法第23条の規定により理事長が代表権を有しな

い事項について、監事2名が基金を代表する。

6 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第36条 理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生(支)局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第37条 理事は、自己又は基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない。

(職員)

第38条 基金の職員は、理事長が任免する。

2 前項に規定するもののほか、職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加入者

(加入者)

第39条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。以下同じ。）のうち、65歳未満の者とし、別表第1の2左欄に掲げる実施事業所については、そのうち、当該実施事業所ごとに、同表右欄に規定する者とする。ただし、加入者となった日から第41条第5号に定める日まで加入者であったとしても、第42条に規定する加入者期間が3年に満たない者は、加入者としない。

(資格取得の時期)

第40条 加入者は、実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において厚生年金保険の被保険者でない場合にあっては、厚生年金保険の被保険者となった日）に、加入者の資格を取得する。

(資格喪失の時期)

第41条 加入者は、次の各号のいずれかの日の翌日（第4号及び第5号にあっては、これらの号に規定する日）に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡した日
- (2) 実施事業所に使用されなくなった日
- (3) その使用される法第2条第2項に規定する厚生年金適用事業所が実施事業所でなくなった日
- (4) 厚生年金保険の被保険者でなくなった日
- (5) 65歳に達した日

(加入者期間)

第42条 加入者期間を計算する場合には、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

- 2 加入者の資格を喪失した後に、再び加入者の資格を取得した者（以下「再加入者」という。）については、前後の加入者期間を合算しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、再加入者のうち、加入者の資格を喪失した後引き続き加入者となった者、又は第64条第1項若しくは第2項の規定に基づき脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者若しくは第59条第1項第2号の規定に基づき老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者については、次に掲げる者を除き、基金における前後の加入者期間を合算する。

- (1) 再加入者となる前に基金の脱退一時金の受給権者（給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者をいう。以下同じ。）となった者であって当該脱退一時金の全部を支給されたもの
- (2) 再加入者となる前に基金の老齢給付金の受給権者となった者であって当該老齢給

付金の全部を支給されたもの

- (3) 再加入者となる前に第90条第2項、第91条第2項、第92条第2項又は第93条第2項の規定により脱退一時金相当額が移換された者

第5章 基準給与、仮想個人勘定残高及び標準給与

(基準給与)

第43条 給付の額の算定の基礎となる給与（以下「基準給与」という。）は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。）第20条に規定する標準報酬月額とする。

- 2 基準給与の額は、毎年9月1日現在における標準報酬月額とし、その年の10月1日から翌年9月末日まで適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、加入者の資格を取得した日以後最初に到来する9月末日まで適用する基準給与の額は、当該資格を取得した日現在における標準報酬月額とする。

(仮想個人勘定残高)

第44条 仮想個人勘定残高は、次の各項の規定に基づき付与される持分付与額及び利息相当額を累計した額を合算した額とする。

- 2 持分付与額は、基準給与の額に1.0%を乗じて得た額とし、加入者の資格を取得した日の属する月以降、加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの間に到来する毎月末日（以下「持分付与日」という。）に付与する。
- 3 利息相当額は、次の各号に定める期間に応じ、当該各号に定める日（以下「利息付与日」という。）に付与する。

(1) 加入者である期間

次のイ及びロに掲げる日

- イ 加入者の資格を取得した日の属する月以降、加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までの間に到来する毎年3月末日
- ロ 加入者の資格を喪失した日

(2) 第59条第1項第2号の規定により老齢給付金の支給を繰り下げている期間及び第64条第2項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている期間

次のイ及びロに掲げる日

- イ 加入者の資格を喪失した日の属する月から当該支給の繰下げの終了日の属する月の前月までの間に到来する毎年3月末日
- ロ 支給の繰下げが終了した日（死亡により支給の繰下げが終了する場合にあっては死亡日）

- 4 利息相当額は、利息付与日時点における次の各号に掲げる算式により算出される額の合計額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入し円単位とする。）とする。

(1) 直前の利息付与日における仮想個人勘定残高に係る利息相当額

$$A1 \times B \times C1 \div 12$$

A1：直前の利息付与日における仮想個人勘定残高

B：再評価率

C 1 : 直前の利息付与日の属する月の翌月（直前の利息付与日が前項第 1 号ロに該当する場合にあっては、直前の利息付与日の属する月）から利息付与日の属する月（利息付与日が前項第 1 号ロに該当する場合又は前項第 2 号ロに該当する場合にあっては、利息付与日の属する月の前月）までの月数

(2) 各月の持分付与額に係る利息相当額

$$A 2 \times B \times C 2 \div 1 2$$

A 2 : 直前の利息付与日の属する月の翌月から利息付与日の属する月までの各月に付与された持分付与額

B : 再評価率

C 2 : A 2 の持分付与額が付与された持分付与日の属する月から利息付与日の属する月（利息付与日が前項第 1 号ロに該当する場合にあっては、利息付与日の属する月の前月）までの月数

5 前項の再評価率は、2. 0 %とする。

(標準給与)

第 4 5 条 掛金の額の算定の基礎となる給与（以下「標準給与」という。）の額は、第 4 3 条に規定する基準給与の額と同額とする。

第6章 給 付

第1節 通 則

(給付の種類)

第46条 基金による給付は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 老齢給付金
- (2) 脱退一時金
- (3) 遺族給付金

(裁 定)

第47条 受給権は、受給権者の請求に基づいて、基金が裁定する。

- 2 基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。
- 3 第1項の規定による給付の裁定の請求は、受給権者の氏名、性別、生年月日及び住所を記載した請求書に、生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本その他の生年月日を証する書類（以下この条において「基本添付書類」という。）を添付して、基金に提出することによって行う。
- 4 遺族給付金の請求に当たっては、前項の請求書に第67条各号に掲げる者（以下「給付対象者」という。）の氏名、性別及び生年月日を記載し、かつ、基本添付書類及び次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付する。

- (1) 第68条第1項第1号及び第2号に掲げる者

死亡した給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類）その他当該事実を証する書類

- (2) 第68条第1項第3号に掲げる者

前号に掲げる書類及び請求者が死亡した給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

(標準年金額)

第48条 標準年金額は、給付のうち年金として支給されるもの（以下「年金給付」という。）の支給が開始されるときにの仮想個人勘定残高を、第50条に規定する年金給付の種類に応じ、次の各号に規定する率で除して得た額とする。

- (1) 5年確定年金

4. 5 8 0 5（予定利率3. 5%による5年確定年金現価率）

- (2) 10年確定年金

8. 4 3 7 1（予定利率3. 5%による10年確定年金現価率）

- (3) 15年確定年金

11. 6 8 4 2（予定利率3. 5%による15年確定年金現価率）

(4) 20年確定年金

14. 4183 (予定利率3.5%による20年確定年金現価率)

(端数処理)

第49条 年金給付及び給付のうち一時金として支給されるもの（以下「一時金給付」という。）の額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。ただし、第51条に規定する各支払日における年金給付の額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。

(支給期間)

第50条 基金の年金給付の種類は、第58条第1項に規定する5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金及び20年確定年金とし、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

第51条 年金給付の支払日は、次の表に掲げる区分に従い、同表に定める支払期月の各1日（当該日が金融機関の休業日である場合には翌営業日とする。）とし、それぞれの支払日にその前月分までをまとめて支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

金 額	9万円以上	6万円以上 9万円未満	3万円以上 6万円未満	3万円未満
支払期月	2月、4月、6月、 8月、10月、12 月	2月、6月、10 月	6月、12月	6月

- 2 一時金給付は、裁定の請求の手続が終了した後2月以内に支払う。
- 3 前2項の給付の支払は、基金が加入者、加入者であった者又はその遺族があらかじめ指定した金融機関の口座に、給付の額を振り込むことによって行う。

(給付の制限)

第52条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者には、遺族給付金を支給しない。給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

- 2 加入者又は加入者であった者が、自己の故意の犯罪行為又は重大な過失により、死亡又は死亡の原因となった事故を生じさせたときは、給付の全部又は一部を行わない。
- 3 受給権者が、正当な理由がなくて法第98条の規定による書類その他の物件の提出の求めに応じないときは、給付の全部又は一部を行わない。
- 4 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由に

より実施事業所に使用されなくなったときは、給付の全部又は一部を行わない。

(1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したと。

(2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したと。

(3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したと又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったと。

5 加入者であった者が実施事業所に使用されなくなった後に前項各号のいずれかに該当していたことが明らかとなったときは、給付の全部又は一部を行わない。

(未支給の給付)

第53条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったもの（以下この条において「未支給給付」という。）があるときは、その者に係る第68条第1項各号に掲げる者は、自己の名で、その未支給給付の支給を請求することができる。

2 未支給給付を受けるべき者の順位は、第68条第1項各号の順位とし、同項第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

3 第1項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、その者に係る第68条第1項各号に掲げる者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

4 第1項の規定による未支給給付の支給の請求は、請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した受給権者の氏名、性別及び生年月日を記載した請求書に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、基金に提出することによって行う。この場合において、請求者が前項の規定に該当する者であるときは、併せて、第47条第3項の例により、給付の裁定の請求書を基金に提出しなければならない。

(1) 第68条第1項第1号及び第2号に掲げる者

死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証する書類）その他当該事実を証する書類

(2) 第68条第1項第3号に掲げる者

前号に掲げる書類及び請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

5 未支給給付を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、その1人のした未支給給付の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした未支給給付の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(時効)

第54条 受給権の消滅時効については、民法（明治29年法律第89号）の規定を適用する。

(受給権の譲渡等の禁止等)

第55条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

(給付に関する通知等)

第56条 基金は、第47条第1項の規定による受給権の裁定その他給付に関する処分をしたときは、速やかに、その内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。

第2節 老齢給付金

(支給要件及び支給の方法)

第57条 加入者期間が20年以上である加入者又は加入者であった者が、65歳(60歳に達したときに加入者でない者にあつては、60歳)に達したときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。

2 前項の場合のほか、加入者期間が20年以上である加入者が、60歳に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときは、その者に老齢給付金を年金として支給する。ただし、加入者の資格を喪失した後引き続き加入者となった者については、この限りでない。

(老齢給付金の支給期間及び年金額)

第58条 老齢給付金の支給期間は、次の各号に掲げる期間のうち、老齢給付金の裁定請求のときに受給権者が選択した期間とする。

- (1) 5年
- (2) 10年
- (3) 15年
- (4) 20年

2 老齢給付金の額は、標準年金額とする。

(支給の繰下げ)

第59条 老齢給付金の受給権者であつて、老齢給付金の支給を請求していない者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に規定する日まで当該老齢給付金の支給を繰り下げることができる。

- (1) 第41条第5号の規定に該当したことにより加入者の資格を喪失した者であつて、引き続き実施事業所に使用されているもの
実施事業所に使用されなくなる日
- (2) 前号に規定する者以外の者
65歳に達する日

2 前項の申出をした老齢給付金の受給権者に対する老齢給付金の支給は、第50条の規定にかかわらず、支給の繰下げが終了する月の翌月から始める。

3 第1項の申出をした老齢給付金の受給権者に支給する老齢給付金の額は、標準年金額とする。

(一時金として支給する老齢給付金)

第60条 老齢給付金の受給権者は、当該受給権の裁定を請求するとき、又は老齢給付金の支給を開始してから5年を経過した日以後、老齢給付金を一時金として支給することを請求することができる。ただし、次の各号に掲げる事由に該当した場合にあつては、老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する日までの間においても、当該請求をすることができる。

- (1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - (2) 受給権者がその債務を弁済することが困難であること。
 - (3) 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと。
 - (4) その他前3号に準ずる事情
- 2 老齢給付金の受給権者が、前項ただし書の規定に基づき、老齢給付金の支給を開始してから5年を経過する前に老齢給付金を一時金として支給することを請求する場合にあっては、前項各号の特別な事情があることを明らかにすることができる書類を基金に提出しなければならない。
- 3 老齢給付金の受給権者が、第1項の請求をする場合にあっては、老齢給付金のうち一時金として支給を請求する部分の割合として、次のいずれかの割合（同項の請求をする前に第2号又は第64条第3項第2号の割合を選択した者にあっては、第1号の割合に限る。）を選択することができる。
- (1) 100%
 - (2) 50%
- 4 第1項の請求をした老齢給付金の受給権者に、当該請求をした日の属する月の翌月以後年金として支給する老齢給付金の額は、第58条第2項に規定する老齢給付金の額に100%から前項の規定により選択した割合を控除した割合を乗じて得た額とする。
- 5 第1項の請求をした老齢給付金の受給権者に一時金として支給する老齢給付金の額は、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に規定する額とする。
- (1) 老齢給付金の支給開始前に一時金として支給することを請求したとき。
一時金の支給を請求したときの仮想個人勘定残高に第3項の規定により選択した割合を乗じて得た額
 - (2) 老齢給付金の支給開始後に一時金として支給することを請求したとき。
老齢給付金の受給権者が支給を受けている老齢給付金の額に老齢給付金の残余保証期間（老齢給付金の支給期間から既に老齢給付金の支給を受けた期間を控除した期間をいう。以下同じ。）に応じて別表第2に定める率及び第3項の規定により選択した割合を乗じて得た額

(失権)

第61条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

- (1) 老齢給付金の受給権者が死亡したとき。
- (2) 第58条第1項の規定に基づき受給権者が選択した老齢給付金の支給期間が終了したとき。
- (3) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき。

第3節 脱退一時金

(支給要件及び支給の方法)

第62条 加入者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者に脱退一時金を一時金として支給する。

- (1) 加入者期間が3年以上20年未満で、加入者の資格を喪失したとき（死亡による資格喪失を除く。次号において同じ。）。
- (2) 65歳未満、かつ、加入者期間が20年以上で、第57条第2項に該当することなく加入者の資格を喪失したとき。

(一時金額)

第63条 脱退一時金の額は、加入者の資格を喪失したときの仮想個人勘定残高とする。

(支給の繰下げ)

第64条 第62条第1号に係る脱退一時金の受給権者のうち、第41条第5号の規定に該当したことにより加入者の資格を喪失した者であつて、引き続き実施事業所に使用されているものは、実施事業所に使用されなくなる日まで当該脱退一時金の支給を繰り下げることができる。

- 2 第62条第2号に係る脱退一時金の受給権者（第41条第3号に該当して加入者の資格を喪失した者を除く。）は、65歳（60歳に達する前に加入者の資格を喪失した者にあつては、60歳）に達するまで当該脱退一時金の支給を繰り下げることができる。
- 3 第1項又は前項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者は、次の各号のいずれかの割合（既に、脱退一時金の一部の支給を受けている場合又は第1項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている場合にあつては、第1号の割合に限る。）を選択して、脱退一時金の支給を申し出ることができる。

(1) 100%

(2) 50%

- 4 第1項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者が、前項の規定により脱退一時金の支給を申し出た場合の脱退一時金の額は、脱退一時金の支給を申し出たときの仮想個人勘定残高とする。
- 5 第2項の規定により脱退一時金の支給を繰り下げている者が第3項の規定により脱退一時金の支給を申し出た場合の脱退一時金の額は、次の各号に掲げる事由に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 初めて脱退一時金の支給を申し出たとき。

脱退一時金の支給を申し出たときの仮想個人勘定残高に、第3項の規定により申し出た割合を乗じて得た額

- (2) 既に脱退一時金の一部支給を受けた者が再び脱退一時金の支給を申し出たとき。

再び脱退一時金の支給を申し出たときの仮想個人勘定残高に、100%から第3

項の規定により初めて脱退一時金の支給を申し出たときに選択した割合を控除した割合を乗じて得た額

(支給の効果)

第65条 脱退一時金の全部又は一部が支給された者に係る老齢給付金の額は、第58条第2項及び第59条第3項の規定にかかわらず、これらの項に規定する額に100%から脱退一時金のうち支給を受けた部分の割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

2 脱退一時金の全部又は一部が支給された者に係る一時金として支給する老齢給付金の額は、第60条第5項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額に、100%から脱退一時金のうち支給を受けた部分の割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

3 脱退一時金の全部又は一部が支給された者に係る一時金として支給する遺族給付金の額は、第69条第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額に、100%から脱退一時金のうち支給を受けた部分の割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(失権)

第66条 脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅する。

(1) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき。

(2) 脱退一時金の受給権者(第62条第2号に該当したことにより脱退一時金の受給権者となった者に限る。)が老齢給付金の受給権者となったとき。

(3) 再加入者となる前に基金の脱退一時金の受給権者となった者について、当該再加入者の基金における前後の加入者期間を合算したとき。

第4節 遺族給付金

(支給要件及び支給の方法)

第67条 次の各号に掲げる者が死亡したときは、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支給する。

- (1) 加入者期間が3年以上の加入者
- (2) 第64条第1項の規定に基づき脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者
- (3) 第64条第2項の規定に基づき脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者
- (4) 第59条第1項の規定に基づき老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者
- (5) 老齢給付金の支給を受けている者

(遺族の範囲及び順位)

第68条 遺族給付金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。この場合において、遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、次の各号の順位とし、第2号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、給付対象者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- (2) 子（給付対象者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、当該子を含む。）、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹
- (3) 前2号に掲げる者のほか、給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族

2 遺族給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人のした遺族給付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした遺族給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(一時金額)

第69条 遺族給付金の額は、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に規定する額とする。

- (1) 第67条第1号、第2号、第3号又は第4号に掲げる者が死亡したとき。
給付対象者が死亡したときの仮想個人勘定残高
- (2) 第67条第5号に掲げる者が死亡したとき。
給付対象者が支給を受けていた老齢給付金の額に、老齢給付金の残余保証期間に応じて別表第2に定める率を乗じて得た額

第7章 掛 金

(掛金)

第70条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、毎月、掛金を拠出する。

(標準掛金)

第71条 掛金のうち、標準掛金の額は、毎月末日現在における各加入者の標準給与の額を合算した額に0.9%を乗じて得た額とする。

(確定給付企業年金の掛金相当額)

第71条の2 加入者に係る確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)第11条第2号に規定する他制度掛金相当額は、月額3,000円とする。

(特別掛金)

第72条 掛金のうち、特別掛金の額は、零とする。

(事務費掛金)

第73条 基金の業務委託費又は基金の事務費に充てるための事務費掛金は、毎月末日現在における各加入者の標準給与の額を合算した額に0.23%を乗じて得た額とする。

(掛金の負担割合)

第74条 事業主は、掛金の全額を負担する。

(掛金の納付)

第75条 事業主は、毎月の掛金をその月の翌月の末日(以下「納付期限」という。)までに基金に納付するものとする。

2 納付する掛金の額に、1円未満の端数が生じた場合はこれを1円に切り上げる。

3 第1項の掛金を納付期限までに納付しない事業主があるときは、基金は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

4 前項の規定により督促を受けた事業主が、督促状に指定された期限までに掛金を納付しなかった場合、当該事業主は、当該事業主が納付すべき掛金の額につき、民法第404条及び第419条の規定により算定した損害賠償の額(以下この条において「遅延損害金」という。)を、掛金と併せて納付する。ただし、掛金を納付しないことにつきやむを得ない事情があると認められる場合、又は遅延損害金が100円未満となる場合は、この限りでない。

5 前項の場合において、督促状に指定された期限までに掛金の一部が納付されたときは、当該納付の日以後の期間に係る遅延損害金の計算の基礎となる掛金は、当該納付された掛金の額を控除した額とする。

6 前2項の規定により計算した遅延損害金に、100円未満の端数が生じた場合はこれ

を切り捨てる。

(財政再計算)

第76条 基金は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、少なくとも5年ごとに、掛金の額を再計算した結果に基づく掛金を適用しなければならない。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他の規則第50条に定める場合は、掛金の額を再計算する。

(積立金の額の評価)

第77条 基金の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価により評価する。

第8章 積立金の積立て

(継続基準の財政検証)

第78条 基金は、毎事業年度の決算において、前条の規定により評価した積立金の額が、責任準備金の額（法第60条第2項に規定する責任準備金の額をいう。以下同じ。）から許容繰越不足金の額を控除した額を下回る場合には、当該事業年度の末日を計算基準日として掛金の額を再計算する。

- 2 前項の許容繰越不足金の額は、責任準備金の額に100分の15を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定による再計算の結果に基づく掛金の額は、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度の初日までに適用する。

(非継続基準の財政検証)

第79条 事業主は、毎事業年度の決算において、時価で評価した積立金の額が、最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条の規定により必要な額を翌々事業年度から特例掛金として拠出する。

- 2 前項の最低積立基準額は、加入者等の当該事業年度の末日（以下この条において「基準日」という。）までの加入者期間に係る給付（以下「最低保全給付」という。）の額の合計額の現価とする。
- 3 前項の最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 基準日において、年金給付の支給を受けている者
当該年金給付
 - (2) 基準日において、老齢給付金の受給権者であって第59条第1項の規定に基づきその老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者
その者が基準日において当該支給の繰下げの申出をした老齢給付金の支給を請求するとした場合における年金として支給される老齢給付金（老齢給付金の支給期間5年の額とする。以下この条において同じ。）
 - (3) 基準日において、第62条第1号に係る脱退一時金の受給権者であって、第64条第1項の規定に基づきその脱退一時金の支給の繰下げの申出をしている者
その者が基準日において、脱退一時金の支給を請求するとした場合に支給される脱退一時金
 - (4) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者（加入者及び第62条第2号に係る脱退一時金の全部の支給を受けた者を除く。）
その者が65歳（60歳に達する前に加入者の資格を喪失した者にあつては、60歳）に達したときに年金として支給される老齢給付金
 - (5) 基準日において加入者である者であつて、加入者期間が20年以上であるもの
標準的な退職年齢に達した日（基準日における年齢がこの年齢以上の場合にあつ

ては基準日。以下「標準資格喪失日」という。)に加入者の資格を喪失したとする場合に支給されることとなる老齢給付金に、次の按分率を乗じて得た額

按分率＝A／B

A 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に算定される老齢給付金（加入者の資格を喪失した日から老齢給付金の支給要件を満たす日までの期間に応ずる利子に相当する額を加算しないものとして計算した額）

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に算定される老齢給付金

(6) 基準日において加入者である者であつて、前号に規定する者以外のもの

標準資格喪失日に加入者の資格を喪失したとする場合に支給されることとなる脱退一時金（標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に老齢給付金の受給資格が得られる場合には、一時金として支給する老齢給付金。以下この号において同じ。）に、次の按分率を乗じて得た額

按分率＝A／B

A 基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に算定される脱退一時金

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合に算定される脱退一時金

4 前項第5号の標準的な退職年齢は、65歳とする。

5 給付改善等（規則第54条第2項に規定する給付改善等をいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、最低保全給付の額は、当該給付改善等により増加する給付の額に、当該給付改善等に係る規約が効力を有することとなる日から当該事業年度の末日までの年数（その期間に1年に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）を5から減じた数（当該数が零未満となる場合にあっては、零とする。）を5で除して得た数を乗じて得た額を、第3項第5号及び第6号の規定に基づき計算した額から控除する。

（臨時拠出による特例掛金）

第80条 当該事業年度において積立金の額が零となることが見込まれる場合にあっては、事業主は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な掛金の額を特例掛金として拠出する。

第9章 積立金の運用

(基金資産運用契約)

- 第81条 基金は、法第66条第1項の規定に基づき、積立金の運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、基金を受益者とする年金信託契約を信託会社と、基金を保険金受取人とする生命保険契約を生命保険会社と、投資一任契約を金融商品取引業者とそれぞれ締結するものとする。
- 2 基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、法第66条第2項の規定に基づき、基金を受益者とする年金特定信託契約を信託会社と締結するものとする。
- 3 第1項の年金信託契約の内容は、令第40条第1項及び規則第71条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
- (1) 基金に支払うべき支払金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。
 - (2) 信託金と支払金は相殺しないものであること。
- 4 第1項の生命保険契約の内容は、令第41条並びに規則第72条及び第73条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
- (1) 基金に支払うべき保険金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。
 - (2) 保険料と保険金は相殺しないものであること。
- 5 第1項の投資一任契約の内容は、令第41条に規定するものでなければならない。
- 6 第2項の年金特定信託契約の内容は、令第40条第2項に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理規程)

- 第82条 前条の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。
- (1) 基金資産運用契約の相手方（以下「運用受託機関」という。）の名称
 - (2) 信託金又は保険料の払込割合
 - (3) 支払金又は保険金の負担割合
 - (4) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う運用受託機関
 - (5) 資産額の変更の手続き
 - (6) 第4項に規定する積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるもの
- 2 運用管理規程の策定は、代議員会の議決を経て決定する。また、前項第1号及び第6号に規定する事項を変更する場合においても同様とする。
- 3 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更は、理事会の議決を経て決定する。
- 4 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更であって、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、前項の規定にかかわらず、理事長の専決をもって決定することができる。
- 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、

その承認を得なければならない。

(積立金の運用)

第83条 基金は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

第84条 基金は、積立金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 基本方針は、法令に反するものであってはならない。

3 基金は、第1項に規定する運用の基本方針と整合的な運用指針を作成し、運用受託機関に交付しなければならない。ただし、生命保険契約であって、当該契約の全部において保険業法（平成7年法律第105号）第116条第1項に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものの相手方については、この限りでない。

(分散投資義務)

第85条 基金は、積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用するよう努めなければならない。

(政策的資産構成割合)

第86条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

2 基金は、前項の資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努めなければならない。

(資産状況の確認)

第87条 基金は、少なくとも毎事業年度ごとに、運用資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第88条 基金は、基金資産運用契約に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

第10章 年金通算

(中途脱退者の選択)

第89条 基金は、基金の中途脱退者（基金の加入者の資格を喪失した者であつて、第62条に該当するものをいう。以下同じ。）に対して、次のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給若しくは支給の繰下げ又は脱退一時金相当額の移換をする。

- (1) 速やかに、脱退一時金を受給すること。
 - (2) 第93条第1項の規定に基づき、速やかに、脱退一時金相当額を企業年金連合会（法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）へ移換することを申し出ること。
 - (3) 基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金を受給すること。
 - (4) 第93条第1項の規定に基づき、基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金相当額を連合会に移換することを申し出ること。
 - (5) 第64条第1項の規定に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。
- 2 前項第3号、第4号又は第5号を選択した基金の中途脱退者が、基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に、脱退一時金を受給すること又は次条第1項、第91条第1項、第92条第1項若しくは第93条第1項の規定により脱退一時金相当額を移換することを申し出た場合には、前項の規定による選択にかかわらず、基金は、当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額の移換をする。

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第90条 基金の中途脱退者は、他の確定給付企業年金（以下この条において「移換先確定給付企業年金」という。）の加入者の資格を取得した場合であつて、移換先確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、基金に移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等（資産管理運用機関及び企業年金基金をいう。以下同じ。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 基金は、前項の申出があつたときは、移換先確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を、当該申出があつた日以後2月以内に移換する。
- 3 第1項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他当該日までに申し出ないことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日まで、当該申出を行うことができる。
- 4 基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(存続厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

第91条 基金の中途脱退者は、存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金をいう。以下同じ。）の加入員の資格を取得した場合であって、当該存続厚生年金基金の規約において、あらかじめ、基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、基金に当該存続厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 基金は、前項の申出があったときは、当該存続厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を、当該申出があった日以後2月以内に移換する。
- 3 第1項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該存続厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して3月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他当該日までに申し出ないことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日まで、当該申出を行うことができる。
- 4 基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第92条 基金の中途脱退者は、企業型年金（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第2項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。）の企業型年金加入者（同法第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金（同法第2条第3項に規定する個人型年金をいう。）の個人型年金加入者（同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。以下同じ。）の資格を取得したときは、基金に当該企業型年金の資産管理機関（同法第2条第7項第1号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。）又は同法第2条第5項に規定する連合会（以下この条において「国民年金基金連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を、当該申出があった日以後2月以内に移換する。
- 3 第1項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他当該日までに申し出ないことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日まで、当該申出を行うことができる。
- 4 基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(連合会への脱退一時金相当額の移換)

第93条 基金の中途脱退者は、基金に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出るこ

とができる。

- 2 基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を、当該申出があった日以後2月以内に移換する。
- 3 第1項の申出は、基金の中途脱退者が基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他当該日までに申し出ないことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の属する月の翌月の末日まで、当該申出を行うことができる。
- 4 基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、基金の中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(中途脱退者への基金の説明義務)

第94条 基金は、基金の中途脱退者に対して、第90条第1項、第91条第1項、第92条第1項又は前条第1項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該基金の中途脱退者に説明しなければならない。

第 11 章 解散及び清算

(解散)

第 95 条 基金は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに解散する。

- (1) 法第 85 条第 1 項の認可があったとき。
- (2) 法第 102 条第 6 項の規定による基金の解散の命令があったとき。

(解散時の掛金の一括抛却)

第 96 条 基金が解散する場合において、当該解散する日における積立金の額が、当該解散する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は、当該下回る額を掛金として一括抛却する。

- 2 前項に規定する掛金は、当該下回る額を、解散日現在における実施事業所の加入者の標準給与の総額に応じて按分した額を、解散日現在における実施事業所の事業主が負担する。

(支給義務の消滅)

第 97 条 基金は、基金が解散したときは、基金の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給、又は第 90 条第 2 項、第 91 条第 2 項、第 92 条第 2 項若しくは第 93 条第 2 項の規定により解散した日までに移換すべきであった脱退一時金相当額でまだ移換していないものの移換に関する義務については、この限りでない。

(清算人)

第 98 条 基金が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、代議員会において他人を選任したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、厚生労働大臣が清算人を選任する。
 - (1) 前項の規定により清算人となる者がいないとき。
 - (2) 基金が第 95 条第 2 号の規定により解散したとき。
 - (3) 清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるとき。
- 3 清算人の職務の執行に要する費用は、基金が負担する。

(残余財産の分配)

第 99 条 基金が解散した場合に、残余財産があるときは、清算人は、解散した日において基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「終了制度加入者等」という。）に分配しなければならない。

- 2 前項の規定により残余財産を分配する場合において、各終了制度加入者等に分配する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 残余財産の額が、基金が解散した日（以下この条において「終了日」という。）を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額（以下この条において「終了日の

最低積立基準額」という。)を上回る場合

次に掲げる額を合算した額

イ 各終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額

ロ 残余財産の額から終了日の最低積立基準額を控除した額に、次の(イ)に掲げる額を(ロ)に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

(イ) 各終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額

(ロ) 終了日の最低積立基準額

(2) 残余財産の額が、終了日の最低積立基準額以下である場合

残余財産の額に次のイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

イ 各終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準額

ロ 終了日の最低積立基準額

3 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等にその全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

(連合会への残余財産の移換)

第100条 終了制度加入者等(基金が解散した日において基金が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条及び次条において同じ。)は、清算人に、残余財産(前条第1項の規定により各終了制度加入者等に分配される残余財産をいう。以下この条及び次条において同じ。)の連合会への移換を申し出ることができる。

2 前項の申出があったときは、基金は、連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。

3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、前条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

(国民年金基金連合会への残余財産の移換)

第100条の2 終了制度加入者等は、個人型年金加入者の資格を取得したときは、清算人に、残余財産の国民年金基金連合会への移換を申し出ることができる。

2 前項の申出があったときは、基金は、国民年金基金連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。

3 国民年金基金連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第99条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

第 1 2 章 福祉事業

(福祉事業)

第 1 0 1 条 基金は、加入者等の福祉を増進するため、福利及び厚生に関する事業を行うことができる。

第13章 雑 則

(業務の委託)

第102条 基金は、三菱UFJ信託銀行株式会社に次に掲げる業務を委託する。

- (1) 給付の支給に関する業務
 - (2) 掛金の額の計算に関する業務
 - (3) 年金数理に関する業務
 - (4) 加入者等の記録の管理に関する業務
- 2 基金は、前項に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を三菱UFJ信託銀行株式会社に委託することができる。
- (1) 年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析（リスク・リターン分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談・助言等）を含む。）
 - (2) 年金財政に関するコンサルティング業務
 - (3) 年金資産の運用に関するコンサルティング業務
- 3 基金は、前2項に規定する業務のほか、連合会に、給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析に関する業務を委託することができる。

(事業年度)

第103条 基金の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(業務概況の周知)

第104条 基金は、基金の業務の概況について、毎事業年度1回以上、当該時点における次の各号に掲げる事項（第2号から第6号までに掲げる事項にあつては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。）を加入者に周知させなければならない。

- (1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
 - (2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
 - (3) 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
 - (4) 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
 - (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
 - (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
 - (7) 基本方針の概要
 - (8) その他基金の事業に係る重要事項
- 2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。
- (1) 常時各実施事業所の見やすい場所に掲示する方法
 - (2) 書面を加入者に交付する方法

(3) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法

(4) その他周知が確実に行われる方法

- 3 基金は、周知事項について、加入者以外の者であって基金が給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努める。

(届出)

第105条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、受給権者の死亡を証する書類を添付して30日以内にその旨を基金に届け出なければならない。

- 2 年金給付の受給権者は、毎年1回生存に関する届書を基金に提出しなければならない。ただし、基金の委託を受けた連合会が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9の規定により年金給付の受給権者に係る機構保存本人確認情報（同法第30条の7第4項に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けた場合であって、基金により生存の事実が確認された者は、この限りでない。

(報告書の提出)

第106条 基金は、毎事業年度終了後4月以内に、事業報告書及び決算に関する報告書を作成し、地方厚生（支）局長に提出するものとする。

- 2 前項の事業報告書には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 加入者及び給付の種類ごとの受給権者に関する事項
- (2) 給付の支給状況及び掛金の拠出状況に関する事項
- (3) 積立金の運用に関する事項

- 3 第1項の決算に関する報告書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較並びに積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類

- 4 基金は、第1項の書類を、常時、基金の事務所に備え付けて置くものとする。

- 5 加入者又は加入者であった者は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

第107条 基金が厚生労働大臣（規則第121条の規定に基づき厚生労働大臣の権限が地方厚生（支）局長に委任されている場合にあっては、地方厚生（支）局長）あてに提出する規則第116条第1項各号に規定する年金数理に関する業務に係る書類については、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、記名したものでなければならない。

(実施事業所の減少に係る掛金の一括抛却)

第108条 基金の実施事業所が減少する場合(基金の実施事業所の事業主が、分割若しくは事業の譲渡により基金の他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部若しくは一部を承継させる場合、及び加入者の一部をこの基金の実施事業所以外に転籍させるなど不当に加入者を減少させることにより、当該実施事業所と他の実施事業所の掛金負担の公平性を保つために代議員会で認めた場合を含む。以下この条において同じ。)において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所の事業主は、当該増加する額に相当する額として次の第1号に掲げる額に第2号に掲げる額を加算した額と第3号に掲げる額のうちいずれか大きい額(実施事業所が実施事業所でなくなる場合には、更に第4号に掲げる額を合算した額)を、掛金として一括して抛却しなければならない。

- (1) 特別掛金額の予想額の現価
- (2) 繰越不足金
- (3) 最低積立基準額に対する積立不足額
- (4) 事務費特別掛金

2 前項各号に掲げる額は、次の各号により計算される額とする。

(1) 前項第1号に掲げる額

基金の実施事業所が減少する場合に該当した日(以下「減少日」という。)直前の財政決算日(減少日が直前の財政決算日から4月を経過していない場合は前々事業年度の財政決算日とし、財政決算日以降に財政計算を行っている場合は当該財政計算の計算基準日とする。以下この項において同じ。)における当該減少に係る加入者の標準給与の額の1.2倍に、減少日直前の財政決算日の特別掛金収入現価算出に用いる特別掛金率と、減少日における残余償却年数に応じて別表第3に定める率を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる額

減少日直前の財政決算日の繰越不足金(規則第112条第2項の規定により繰り越した不足金をいう。)の額に、減少日直前の財政決算日から減少日の属する月の前月の末日までの月数に対応する予定利率による利息に相当する額を合算した額に、減少日直前の財政決算日における基金の標準給与の総額に対する当該減少に係る加入者の標準給与の割合を乗じて得た額

(3) 前項第3号に掲げる額

減少日直前の財政決算日における最低積立基準額から純資産額を控除した額に、減少日直前の財政決算日から減少日の属する月の前月の末日までの月数に対応する最低積立基準額の算出に用いる利率による利息に相当する額を合算した額に、減少日直前の財政決算日現在における基金の標準給与の総額に対する当該減少に係る加入者の標準給与の割合を乗じて得た額

(4) 前項第4号に掲げる額

次のイ、ロ及びハを合算した額

イ 減少日直前の財政決算日における当該減少となる実施事業所の加入者の数に、

21,000円を乗じて得た額

ロ 減少日直前の財政決算日における当該減少となる実施事業所の待期者（直前に加入者の資格を喪失したときに加入していた実施事業所が当該減少事業所である待期者とする。）の数に、131,000円を乗じて得た額

ハ 減少日直前の財政決算日における当該減少となる実施事業所の受給者（老齢給付金の受給権を取得したときの直前に加入していた実施事業所が当該減少事業所である受給者とする。）の数に、44,400円を乗じて得た額

3 第1項の掛金は、当該減少に係る実施事業所の事業主が全額を負担する。

（実施事業所の減少の特例）

第109条 基金は、次の各号に掲げる要件を満たすときは、厚生労働大臣の認可を受けて、実施事業所を減少させることができる。

（1）減少させようとする実施事業所（以下「特例減少事業所」という。）の事業主が1年分に相当する額（当該事業主がその責に帰することができない事由により掛金を納付することができない期間がある場合にあっては、当該期間に係る掛金額に相当する額を除く。）を超えて掛金の納付を怠ったこと。

（2）基金の加入者の数が、特例減少事業所を減少させた後においても、令第6条に規定する数以上であるか、又は当該数以上となることが見込まれること。

2 前項の規定により特例減少事業所を減少させる場合にあっては、基金は、特例減少事業所の事業主に弁明の機会を与えるものとする。

3 第1項の規定による特例減少事業所の減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなる場合にあっては、当該特例減少事業所の事業主は、前条の規定により算定した額を、掛金として一括して拋出する。

4 第1項に規定する認可の申請は、代議員会における代議員の定数の4分の3以上の多数による議決を経て行う。

（分割時又は権利義務移転時の資産分割）

第110条 基金が、次の各号に掲げる分割又は権利義務の移転（以下この条において「権利義務移転等」という。）のいずれかを行う場合にあっては、基金は、基金の積立金のうち、権利義務移転等に係る者の積立金の額を移換するものとする。

（1）法第77条に規定する基金の分割

（2）法第79条第1項に規定する他の確定給付企業年金への権利義務移転（同項に規定する政令で定める場合を除く。）

（3）平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第2条の規定による改正前の法（以下「改正前法」という。）第107条第1項に規定する存続厚生年金基金への権利義務移転（同項に規定する政令で定める場合を除く。）

2 前項の権利義務移転等に係る者の積立金の額は、次の各号に規定する方法のうち、権利義務移転等を行うときに基金が選択したいずれかの方法による額とする。

- (1) 規則第87条の2第1項第1号による方法
 - (2) 規則第87条の2第1項第2号による方法
- 3 前項第1号による方法の額は、権利義務移転等の日の前日における積立金の額に、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。
- (1) 権利義務移転等の日の前日、直近の財政計算の計算基準日、その前の財政計算の計算基準日又は権利義務移転等を行う日が属する事業年度の前事業年度末日のうち、権利義務移転等を行うときに基金が選択したいずれかの日（以下この条において「基準日」という。）における、権利義務移転等に係る者の移換額算定基礎額（規則第87条の2第1項第1号イからニまでのうち、権利義務移転等を行うときに基金が選択したいずれかの額をいう。以下この条において同じ。）
 - (2) 基準日における、基金の移換額算定基礎額
- 4 第2項第2号による方法の額は、移換額算定基礎額に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
- (1) 権利義務移転等の日の前日における積立金の額が、基準日における基金の移換額算定基礎額を上回る場合
権利義務移転等の日の前日における積立金の額に、次のイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
 - イ 基準日における、権利義務移転等に係る者の移換額算定基礎額
 - ロ 基準日における、基金の移換額算定基礎額
 - (2) 権利義務移転等の日の前日における積立金の額が、基準日における基金の移換額算定基礎額以下の場合
次のイ及びロに掲げる者の区分に応じて、当該イ及びロを合算した額
 - イ 基準日における受給権者及び加入者期間が20年以上である加入者であった者（以下この号において「受給権者等」という。）
基準日における権利義務移転等に係る受給権者等の移換額算定基礎額。ただし、基準日における基金の受給権者等の移換額算定基礎額が、権利義務移転等の日の前日における積立金の額を上回っている場合にあっては、当該積立金の額に、次の（イ）に掲げる額を（ロ）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。
 - （イ）基準日における、権利義務移転等に係る受給権者等の移換額算定基礎額
 - （ロ）基準日における、基金の受給権者等の移換額算定基礎額
 - ロ 基準日における加入者（受給権者等を除く。以下ロにおいて同じ。）
権利義務移転等の日の前日における積立金の額から、本号イ（ロ）に定める額を控除した額に、次の（イ）に掲げる額を（ロ）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額
 - （イ）基準日における、権利義務移転等に係る加入者の移換額算定基礎額
 - （ロ）基準日における、基金の加入者の移換額算定基礎額

(法令等の適用)

第 1 1 1 条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続きその他の執行については、法、令及び規則並びに関係法令及び通知の規定するところによる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成29年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(存続厚生年金基金からの移行)

第2条 基金は、平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前法第112条第4項の規定に基づき、同項の規定により消滅した東京倉庫業厚生年金基金（東基第0881号。以下「旧基金」という。）に係る権利義務を承継する。

- 2 施行日の前日において、旧基金の受給権を取得している者（施行日に旧基金の加入員の資格を喪失する者及び年金受給待期脱退者を含む。以下「承継受給権者」という。）は、支給に関する権利義務を承継された給付について、基金の受給権者となり、その給付（その者の遺族に係る給付を含む。）の内容については、なお従前の例による。
- 3 当該権利義務の承継に係る旧基金が、平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前法第112条第4項の規定により消滅したときは、基金は、平成25年改正法附則第8条に規定する責任準備金に相当する額（以下「最低責任準備金」という。）を政府に納付する。

(資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置)

第3条 第39条及び第40条の規定にかかわらず、施行日において旧基金の加入員である者（施行日に当該加入員の資格を喪失する者を除く。以下「承継加入者」という。）は、施行日に、加入者の資格を取得する。

- 2 承継加入者のうち、施行日に65歳に達している者は、施行日に加入者の資格を喪失する。
- 3 承継加入者（前項及び次条第2項に掲げる者を除く。）については、施行日前の旧基金における加入員期間を、施行日に、第42条に規定する加入者期間に合算する。
- 4 承継受給権者が、基金の加入者の資格を取得した場合は、旧基金における加入員期間を合算しない。

(承継加入者のうち施行日以降も引き続き加入者である者に関する経過措置)

第4条 承継加入者のうち、施行日以降も引き続き加入者である者（次項及び第3項に定める者を除く。）については、第6章に基づく給付を行い、旧基金の基本年金額に相当する部分の給付から平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前法第110条の2第1項に定める厚生年金代行給付（以下「厚生年金代行給付」という。）を除いた給付（以下「基本部分に相当する年金給付」という。）は行わない。

- 2 第6章及び附則第2条第2項の規定にかかわらず、承継加入者のうち、施行日以降も引き続き加入者である者であって、施行日において60歳以上かつ旧基金の加入員期間が

1 5年以上の者については、次の各号に定める給付を行うものとする。

(1) 施行日に旧基金の加入員の資格を喪失したとした場合に旧基金の規約(施行日の前日において効力を有するものをいう。以下同じ。)に基づき算定される基本部分に相当する年金給付

(2) 施行日に旧基金の加入員の資格を喪失したとした場合に旧基金の規約に基づき算定される加算年金額に相当する部分の給付

(3) 第6章に基づく給付

3 第6章及び附則第2条第2項の規定にかかわらず、承継加入者のうち、施行日以降も引き続き加入者である者であって、施行日において60歳以上かつ旧基金の加入員期間が15年未満の者については、次の各号に定める給付を行うものとする。

(1) 施行日に旧基金の加入員の資格を喪失したとした場合に旧基金の規約に基づき算定される基本部分に相当する年金給付

(2) 第6章に基づく給付

4 第2項に掲げる者及び第3項に掲げる者(65歳に達する日まで加入者であったとしても加入者期間が3年に満たないものに限る。)が加入者の資格を喪失したときは、第62条第1号及び第67条第1号中「3年」とあるのを「1月」と読み替える。

(承継加入者のうち施行日に加入者の資格を喪失する者に関する経過措置)

第5条 承継加入者のうち、附則第3条第2項の規定により施行日に加入者の資格を喪失する者に係る給付(その者の遺族に係る給付を含む。)の内容については、施行日に旧基金の加入員の資格を喪失したとみなして、旧基金の規約の例による。

(旧基金の受給待期脱退者に関する経過措置)

第6条 附則第2条第1項の規定に基づき、旧基金の支給に関する権利義務を承継した場合において、当該権利義務を承継したときにおける旧基金の受給待期脱退者が60歳(施行日において60歳以上の者にあつては、その者の老齢厚生年金の支給開始年齢(性別及び生年月日に応じて附則別表第1に定める年齢をいう。以下同じ。))に達するまでに申し出た場合にあつては、当該権利義務を承継した給付のうち基本部分に相当する年金給付に代えて、次の各号に掲げる額を合算した額(その者が平成14年3月末日以前に旧基金の受給権を得ていない場合にあつては、第1号に掲げる額とする。)を、60歳に達したとき(施行日において60歳以上の者にあつては、当該申し出たとき)から年金として5年間支給する。

(1) 基本上乗せ年金額(旧基金の基本年金額に相当する額から次のイ及びロに定める額を合算した額(以下「代行年金相当額」という。)を控除した額をいう。以下同じ。)

に、その者の老齢厚生年金の支給開始年齢及びその者が申し出たときの年齢に応じて附則別表第2に定める率を乗じて得た額

イ 平成15年4月1日前の旧基金の加入員であつた全期間の平均標準報酬月額
の1,000分の7.125(附則別表第3の左欄に掲げる者については、同表
の右欄のように読み替える。)に相当する額に、平成15年4月1日前の旧基金

の加入員であった期間の月数を乗じて得た額

ロ 平成15年4月1日から旧基金が平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚年法附則第32条第1項の認可を受けた日までの間（以下「総報酬制導入期間」という。）における旧基金の加入員であった期間の平均標準給与額の1,000分の5.481（附則別表第4の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替える。）に相当する額に、総報酬制導入期間における旧基金の加入員であった期間の月数を乗じて得た額

（2）代行年金相当額に、その者の老齢厚生年金の支給開始年齢及びその者が申し出たときの年齢に応じて附則別表第5に定める率を乗じて得た額

- 2 前項の申出を行った者が、60歳（施行日において60歳以上の者にあつては、その者の老齢厚生年金の支給開始年齢）に達する前に一時金の支給を申し出た場合又は死亡した場合は、同項に定める年金給付に代えて、同項の規定により計算される年金額に、その者が申し出たとき又は死亡したときの年齢に応じて附則別表第6に定める率を乗じて得た額を、一時金としてその者又はその者の遺族に支給する。
- 3 第1項の申出を行った者が、60歳（施行日において60歳以上の者にあつては、その者の老齢厚生年金の支給開始年齢）に達したときに一時金の支給を申し出た場合又は当該年金給付の受給中に死亡した場合は、同項に定める年金給付に代えて、同項の規定により計算される年金額に、残余期間（5年からその者が年金の支給を受けた期間を控除した期間をいう。以下同じ。）に応じて附則別表第7に定める率を乗じて得た額を、一時金としてその者又はその者の遺族に支給する。

（旧基金の受給者に関する経過措置）

第7条 附則第2条第1項の規定に基づき、旧基金の支給に関する権利義務を承継した場合において、当該権利義務を承継したときにおける旧基金の受給者（附則第4条第2項及び第3項に該当する者並びに附則第5条に該当する者を含む。）が申し出た場合にあつては、当該権利義務を承継した給付のうち基本部分に相当する年金給付に代えて、次の各号に掲げる額を合算した額（その者が平成14年3月末日以前に旧基金の受給権を得ていない場合にあつては、第1号に掲げる額とする。）を、年金として5年間支給する。

（1）基本上乗せ年金額に、その者の老齢厚生年金の支給開始年齢及びその者が申し出たときの年齢に応じて附則別表第2に定める率）を乗じて得た額

（2）代行年金相当額に、その者の老齢厚生年金の支給開始年齢及びその者が申し出たときの年齢に応じて附則別表第5に定める率を乗じて得た額

- 2 前項の申出を行った者が、同項に定める年金の支給を申し出たときに当該年金の支給に代えて一時金の支給を申し出た場合又は当該年金給付の受給中に死亡した場合は、同項に定める年金額に、残余期間に応じて附則別表第7に定める率を乗じて得た額を、一時金としてその者又はその者の遺族に支給する。

(端数処理に関する経過措置)

第8条 第49条の端数処理は、附則第6条に規定する給付並びに前条に規定する給付について、これを行う。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第9条 第44条第1項から第4項までの規定にかかわらず、附則第4条に定める者に係る施行日の前日における仮想個人勘定残高は、次の各号に掲げる者の区分に応じて当該各号に規定する額とする。

(1) 附則第4条第1項又は第3項に掲げる者

施行日に旧基金の加入員の資格を喪失したとした場合に、旧基金の規約に基づき算定される選択一時金又は脱退一時金の額に相当する額（旧基金の加入員期間が3年に満たない場合は、加入員期間に応じて附則別表第8に定める額）

(2) 附則第4条第2項に掲げる者

0円

2 施行日から平成30年3月末日までの期間における利息相当額の算定にあたっては、第44条第4項中「直前の利息付与日」とあるのは「平成29年4月末日」と読み替える。

(支払期日に関する特例)

第10条 附則第2条第2項の規定に基づき基金の受給権者とされた者（附則第6条第1項又は附則第7条第1項に規定する申出を行った者を除く。）に支給する旧基金から承継した給付であって、第1号に定める給付のうち第2号に定める給付以外の給付の支払期日は、2月及び8月の各20日（当該支払日が金融機関の休業日である場合は前営業日とする。）とし、それぞれの支払日にその10月前から5月前までの分を支払う。

(1) 旧基金の基本年金額のうち代行年金に相当する部分の給付

(2) 平成14年3月以前に旧基金の受給権を取得した承継受給権者のうち、男子にあっては昭和28年4月2日以降に生まれた者又は女子にあっては昭和33年4月2日以降に生まれた者が、60歳に達した日の属する月の翌月からその者が65歳（厚生法附則第8条の2の規定に該当する者にあつては、同条に定める年齢。）に達した日（当該達した日までその者が死亡したときは死亡した日）の属する月までの期間に支給する代行年金に相当する給付

(確定給付企業年金に移行する場合における不足金の徴収)

第11条 平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前法第112条第4項の規定に基づき、確定給付企業年金に移行する際に、当該移行する日における年金給付等積立金の額が、当該移行する日において旧基金が年金たる給付（厚生年金代行給付に限る。）の支給に関する義務を負っている者に係る最低責任準備金を下回るときは、基金は、当該下回る額を、基金の実施事業所の事業主から特別掛金として一括して徴収する。

2 前項に規定する特別掛金の徴収は、当該特別掛金の額を、当該移行する日における実施

事業所の加入者の報酬標準給与（旧基金の規約に定める報酬標準給与をいう。）の月額に応じて按分した額を、当該実施事業所の事業主が負担することにより行う。

- 3 前2項に定めるところにより、基金が当該特別掛金の納入の告知をしたときは、事業主は、納入告知書に定める納付期限までに当該特別掛金を納付しなければならない。

（財政再計算に関する経過措置）

第12条 第76条第1項に基づく初回の財政再計算は、平成33年3月末日を基準日として行うものとする。

（最低保全給付に関する経過措置）

第13条 附則第2条第1項の規定により基金が旧基金に係る給付の支給に関する権利義務を承継した場合であって、第79条の非継続基準の財政検証における最低保全給付の額又は同条第1項の特例掛金を算定するときの、当該権利義務を承継された者に係る同条第3項第5号及び第6号の最低保全給付の額は、これらの号に掲げる最低保全給付の額から、当該権利義務の承継により増加することとなる最低保全給付の額に、施行日から基準日（同条第2項に規定する基準日をいう。）までの年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。）を5から減じた数（当該数が零未満となる場合にあっては、零とする。）を5で除して得た数を乗じて得た額を控除した額とする。

（連合会に関する経過措置）

第14条 第89条第1項第2号に規定する連合会は、平成25年改正法附則第70条に規定する連合会の設立までの間、同法附則第3条第13号に規定する存続連合会とする。

（事業年度に関する経過措置）

第15条 第103条の規定にかかわらず、基金の最初の事業年度は施行日に始まり、平成30年3月末日に終了する。

（実施事業所の減少に係る一括抛出に関する経過措置）

第16条 施行日以後、基金の最初の事業年度に係る財政決算日から4月を経過するまでにおける第108条第1項各号に掲げる額は、同条第2項の規定にかかわらず、次の各号により計算される額とする。

- （1）第108条第1項第1号に掲げる額

零

- （2）第108条第1項第2号に掲げる額

零

- （3）第108条第1項第3号に掲げる額

施行日において適用する掛金の額の計算の計算基準日（以下「発足時掛金計算基準日」という。）における、最低積立基準額から純資産額（発足時掛金計算の算定の基礎となった純資産額とする。）を控除した額に、発足時掛金計算基準日から減少日の

属する月の前月の末日までの期間に対応する最低積立基準額の算出に用いる利率による利息に相当する額を合算した額に、施行日現在における基金の標準給与の総額に対する当該減少に係る加入者の標準給与の割合を乗じて得た額

(4) 第108条第1項第4号に掲げる額

次のイ、ロ及びハを合算した額

イ 発足時掛金計算基準日における当該減少となる実施事業所の加入者の数に、
21,000円を乗じて得た額

ロ 発足時掛金計算基準日における当該減少となる実施事業所の待期者（直前に旧基金の加入員の資格を喪失したときに加入していた事業所が当該減少事業所である待期者とする。）の数に、131,000円を乗じて得た額

ハ 発足時掛金計算基準日における当該減少となる実施事業所の受給者（旧基金の受給権を取得したときの直前に加入していた事業所が当該減少事業所である受給者とする。）の数に、44,400円を乗じて得た額

附則別表第 1

生年月日別支給開始年齢

男 子	女 子	支給開始 年齢
昭和 28 年 4 月 1 日までに生まれた者	昭和 33 年 4 月 1 日までに生まれた者	6 0 歳
昭和 28 年 4 月 2 日から昭和 30 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	昭和 33 年 4 月 2 日から昭和 35 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	6 1 歳
昭和 30 年 4 月 2 日から昭和 32 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	昭和 35 年 4 月 2 日から昭和 37 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	6 2 歳
昭和 32 年 4 月 2 日から昭和 34 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 39 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	6 3 歳
昭和 34 年 4 月 2 日から昭和 36 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	昭和 39 年 4 月 2 日から昭和 41 年 4 月 1 日までの間に生まれた者	6 4 歳
昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれた者	昭和 41 年 4 月 2 日以降に生まれた者	6 5 歳

附則別表第2

5年確定年金給付乗率

申出時年齢	老齢厚生年金の支給開始年齢					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
60歳以下	2.6547	2.4513	2.2600	2.0802	1.9112	1.7525
61歳	2.6050	2.6050	2.4017	2.2106	2.0310	1.8624
62	2.5540	2.5540	2.5540	2.3508	2.1598	1.9805
63	2.5013	2.5013	2.5013	2.5013	2.2981	2.1073
64	2.4468	2.4468	2.4468	2.4468	2.4468	2.2437
65	2.3904	2.3904	2.3904	2.3904	2.3904	2.3904
66	2.3323	2.3323	2.3323	2.3323	2.3323	2.3323
67	2.2725	2.2725	2.2725	2.2725	2.2725	2.2725
68	2.2111	2.2111	2.2111	2.2111	2.2111	2.2111
69	2.1480	2.1480	2.1480	2.1480	2.1480	2.1480
70	2.0832	2.0832	2.0832	2.0832	2.0832	2.0832
71	2.0167	2.0167	2.0167	2.0167	2.0167	2.0167
72	1.9488	1.9488	1.9488	1.9488	1.9488	1.9488
73	1.8797	1.8797	1.8797	1.8797	1.8797	1.8797
74	1.8094	1.8094	1.8094	1.8094	1.8094	1.8094
75	1.7385	1.7385	1.7385	1.7385	1.7385	1.7385
76	1.6672	1.6672	1.6672	1.6672	1.6672	1.6672
77	1.5959	1.5959	1.5959	1.5959	1.5959	1.5959
78	1.5252	1.5252	1.5252	1.5252	1.5252	1.5252
79	1.4553	1.4553	1.4553	1.4553	1.4553	1.4553
80	1.3866	1.3866	1.3866	1.3866	1.3866	1.3866
81	1.3191	1.3191	1.3191	1.3191	1.3191	1.3191
82	1.2528	1.2528	1.2528	1.2528	1.2528	1.2528
83	1.1878	1.1878	1.1878	1.1878	1.1878	1.1878
84	1.1248	1.1248	1.1248	1.1248	1.1248	1.1248
85	1.0643	1.0643	1.0643	1.0643	1.0643	1.0643

申出時年齢	老齢厚生年金の支給開始年齢					
	6 0 歳	6 1 歳	6 2 歳	6 3 歳	6 4 歳	6 5 歳
8 6 歳	1. 0065	1. 0065	1. 0065	1. 0065	1. 0065	1. 0065
8 7	0. 9510	0. 9510	0. 9510	0. 9510	0. 9510	0. 9510
8 8	0. 8973	0. 8973	0. 8973	0. 8973	0. 8973	0. 8973
8 9	0. 8452	0. 8452	0. 8452	0. 8452	0. 8452	0. 8452
9 0	0. 7952	0. 7952	0. 7952	0. 7952	0. 7952	0. 7952
9 1	0. 7479	0. 7479	0. 7479	0. 7479	0. 7479	0. 7479
9 2	0. 7033	0. 7033	0. 7033	0. 7033	0. 7033	0. 7033
9 3	0. 6611	0. 6611	0. 6611	0. 6611	0. 6611	0. 6611
9 4	0. 6210	0. 6210	0. 6210	0. 6210	0. 6210	0. 6210
9 5	0. 5831	0. 5831	0. 5831	0. 5831	0. 5831	0. 5831
9 6	0. 5472	0. 5472	0. 5472	0. 5472	0. 5472	0. 5472
9 7	0. 5133	0. 5133	0. 5133	0. 5133	0. 5133	0. 5133
9 8	0. 4814	0. 4814	0. 4814	0. 4814	0. 4814	0. 4814
9 9	0. 4513	0. 4513	0. 4513	0. 4513	0. 4513	0. 4513
1 0 0	0. 4230	0. 4230	0. 4230	0. 4230	0. 4230	0. 4230
1 0 1	0. 3965	0. 3965	0. 3965	0. 3965	0. 3965	0. 3965
1 0 2	0. 3716	0. 3716	0. 3716	0. 3716	0. 3716	0. 3716
1 0 3	0. 3483	0. 3483	0. 3483	0. 3483	0. 3483	0. 3483
1 0 4	0. 3264	0. 3264	0. 3264	0. 3264	0. 3264	0. 3264
1 0 5	0. 3059	0. 3059	0. 3059	0. 3059	0. 3059	0. 3059
1 0 6	0. 2864	0. 2864	0. 2864	0. 2864	0. 2864	0. 2864
1 0 7	0. 2675	0. 2675	0. 2675	0. 2675	0. 2675	0. 2675
1 0 8	0. 2483	0. 2483	0. 2483	0. 2483	0. 2483	0. 2483
1 0 9	0. 2245	0. 2245	0. 2245	0. 2245	0. 2245	0. 2245
1 1 0 歳以上	0. 1915	0. 1915	0. 1915	0. 1915	0. 1915	0. 1915

(注) 年齢に1歳未満の端数が生じたときの率は、次式による。

A 歳 B 月の率 $=A$ 歳の率 $+ \{(A+1)$ 歳の率 $-A$ 歳の率 $\} \times B \div 12$

(小数点以下第5位四捨五入)

附則別表第3

生年月日別給付乗率

昭和2年4月1日までに生まれた者	1,000分の10.0
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.86
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.72
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.58
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.44
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.31
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.17
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.04
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の8.91
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の8.79
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の8.66
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の8.54
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の8.41
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の8.29
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の7.771
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の7.657
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の7.543
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の7.439
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の7.334
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の7.230

附則別表第4

生年月日別給付乗率

昭和2年4月1日までに生まれた者	1,000分の10.00
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.86
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.72
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.58
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.44
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.31
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の9.17
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の6.954
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の6.854
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の6.762
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の6.662
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の6.569
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の6.469
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の6.377
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の5.978
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の5.890
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の5.802
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の5.722
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の5.642
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた者	1,000分の5.562

附則別表第 5

年齢別給付乗率

申出時年齢	老齢厚生年金の支給開始年齢					
	6 0 歳	6 1 歳	6 2 歳	6 3 歳	6 4 歳	6 5 歳
6 0 歳以下	0. 0000	0. 2034	0. 3947	0. 5745	0. 7435	0. 9021
6 1 歳	0. 0000	0. 0000	0. 2033	0. 3944	0. 5740	0. 7426
6 2	0. 0000	0. 0000	0. 0000	0. 2032	0. 3942	0. 5735
6 3	0. 0000	0. 0000	0. 0000	0. 0000	0. 2032	0. 3940
6 4	0. 0000	0. 0000	0. 0000	0. 0000	0. 0000	0. 2031
6 5	0. 0000	0. 0000	0. 0000	0. 0000	0. 0000	0. 0000

(注) 年齢に 1 歳未満の端数が生じたときの率は、次式による。

$$A \text{ 歳 } B \text{ 月の率} = A \text{ 歳の率} + \{(A + 1) \text{ 歳の率} - A \text{ 歳の率}\} \times B \div 12$$

(小数点以下第 5 位四捨五入)

附則別表第6

年齢別年金現価率

(利率2.0%)

年齢	率	年齢	率
15歳	1.9495	41歳	3.2623
16	1.9885	42	3.3276
17	2.0283	43	3.3941
18	2.0688	44	3.4620
19	2.1102	45	3.5313
20	2.1524	46	3.6019
21	2.1955	47	3.6739
22	2.2394	48	3.7474
23	2.2842	49	3.8223
24	2.3298	50	3.8988
25	2.3764	51	3.9768
26	2.4240	52	4.0563
27	2.4724	53	4.1374
28	2.5219	54	4.2202
29	2.5723	55	4.3046
30	2.6238	56	4.3907
31	2.6762	57	4.4785
32	2.7298	58	4.5681
33	2.7844	59	4.6594
34	2.8401	60	4.7526
35	2.8969	61	4.7526
36	2.9548	62	4.7526
37	3.0139	63	4.7526
38	3.0742	64	4.7526
39	3.1357	65	4.7526
40	3.1984		

(注) 年齢に1歳未満の端数が生じたときの率は、次式による。

$$A\text{歳}B\text{月の率} = A\text{歳の率} + \{(A+1)\text{歳の率} - A\text{歳の率}\} \times B \div 12$$

(小数点以下第5位四捨五入)

附則別表第 7

残余期間別年金現価率 (利率 2. 0 %)

残余期間	率
5 年	4. 7 5 2 6
4	3. 8 3 9 3
3	2. 9 0 7 8
2	1. 9 5 7 7
1	0. 9 8 8 5
0	0. 0 0 0 0

(注) 残余期間に 1 年未満の端数が生じたときの率は、次式による。

$$A \text{ 年 } B \text{ 月の率} = A \text{ 年の率} + \{ (A + 1) \text{ 年の率} - A \text{ 年の率} \} \times B \div 12$$

(小数点以下第 5 位四捨五入)

附則別表第 8

移行時の仮想個人勘定残高の算定に使用する給付額

加入員期間	給付額
0 年	0 円
1	8, 5 0 0
2	1 7, 0 1 0
3	2 5, 5 1 0

(注) 加入員期間に 1 年未満の端数が生じたときの額は、次式による。

A 年 B 月の額 $= A$ 年の額 $+ \{(A + 1)$ 年の額 $- A$ 年の額 $\} \times B \div 12$

(10 円未満の端数は 10 円に切り上げ)

附則

(施行期日)

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成30年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(選定代議員の定数に関する経過措置)

第2条 第7条の規定にかかわらず、施行日から令和2年5月29日までの選定代議員の定数については、なお従前の例による。

(選定代議員の選定に関する経過措置)

第3条 第14条第3項の規定にかかわらず、施行日から令和2年5月29日までの間に同条第2項に該当したときの選定代議員の選定については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

この規約は、届出の日から施行し、令和2年4月27日から適用する。

附則

(施行期日)

この規約は、令和2年5月30日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、令和3年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第71条の2の規定は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和4年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、令和5年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、令和5年9月20日から施行し、令和5年9月19日より適用する。

附則

(施行期日)

この規約は、令和6年1月25日から施行する。

附則

この規約は、令和6年8月15日から施行し、令和6年5月27日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(受給権者に関する経過措置)

第2条 施行日において第6章に基づく老齢給付金の支給を受けている者に施行日以後に支給する老齢給付金の額は、第58条の規定にかかわらず、当該者が支給を受けている老齢給付金の額に1.109を乗じて得た額とする。

2 前項に掲げる者が老齢給付金を一時金として支給することを請求するときは、この規約による変更後の倉庫業企業年金基金規約（以下「変更後規約」という。）の規定を適用する。

3 施行日において第64条第2項の規定に基づき脱退一時金の支給を繰り下げている者が、老齢給付金の受給権者となったときの給付については、変更後規約の規定を適用する。

(承継受給権者に関する経過措置)

第3条 施行日における受給権者のうち、平成29年5月1日付附則（以下この条において「設立時附則」という。）第2条第2項に規定する承継受給権者に該当する者であって、旧基金（設立時附則同条第1項に規定する東京倉庫業厚生年金基金をいう。以下同じ。）に係る第1種退職年金のうち加算年金額に相当する給付が支給されるものに施行日以後に支給する当該加算年金額に相当する額は、設立時附則同条第2項の規定にかかわらず、旧基金の規約に基づき算定される加算年金額に相当する額に1.109を乗じて得た額とする。

2 前項に掲げる者が施行日以降に加算年金額に相当する給付に代えて一時金として支給することを請求する場合にあっては、設立時附則第2条第2項の規定にかかわらず、加算年金額に相当する給付のうち一時金として支給を請求する部分の割合として、次のいずれかの割合（既に第2号の割合を選択した者にあっては、第1号の割合に限る。）を選択することができる。

(1) 100%

(2) 50%

3 前項第2号の割合を選択して一時金の支給を請求した者に、当該請求をした日の属する月の翌月以後に支給する加算年金額に相当する額は、第1項の規定に基づき算定される加算年金額に相当する額に、100%から前項第2号の割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

4 第2項の規定により一時金として支給することを請求した者に支給する一時金の額は、旧基金の規約附則第16条及び設立時附則第2条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に規定する額とする。

(1) 加算年金額に相当する額の支給開始前に一時金として支給することを請求したとき。

第1項の規定に基づき算定される加算年金額に相当する額に、一時金の選択を申し

出たときの年齢に応じて附則別表に定める率及び第2項の規定により選択した割合を乗じて得た額

(2) 加算年金額に相当する額の支給開始後に一時金として支給することを請求したとき。

当該者が支給を受けている加算年金額に相当する額に、15年から加算年金額に相当する給付の受給済期間を控除した期間に応じて変更後規約別表第2に定める率及び第2項の規定により選択した割合を乗じて得た額

5 第1項に規定する者にかかる遺族一時金の額については、旧基金の規約を準用して算定される額とする。この場合において、旧基金の規約の別表第5は変更後規約の附則別表に、旧基金の規約の別表第6は変更後規約別表第2に読み替えるものとする。

(承継加入者に関する経過措置)

第4条 施行日における受給権者のうち、設立時附則第3条第1項に規定する承継加入者に該当する者であって、旧基金に係る第1種退職年金のうち加算年金額に相当する給付が支給されるものについて、前条の規定を準用する。この場合において、前条第1項中「第2条第2項に規定する承継受給権者」とあるのは「第3条第1項に規定する承継加入者」と、「同条第2項」とあるのは「第4条及び第5条」と、前条第2項及び第4項中「第2条第2項」とあるのは「第4条及び第5条」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する者であって、第6章に基づく老齢給付金が支給されるものに施行日以降に支給する第6章に基づく老齢給付金の額は、設立時附則第4条の規定にかかわらず、この附則第2条の規定を適用する。

(仮想個人勘定残高に関する経過措置)

第5条 第44条第1項から第4項までの規定にかかわらず、施行日における加入者である者に係る施行日の前日における仮想個人勘定残高は、変更前規約に基づき算定される仮想個人勘定残高に1.1を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。)とする。

2 施行日から令和8年3月末日までの期間における利息相当額の算定にあたっては、第44条第4項中「直前の利息付与日における仮想個人勘定残高」とあるのは「令和7年4月1日における仮想個人勘定残高」と、同項第1号及び同項第2号中「直前の利息付与日の属する月の翌月」とあるのは「令和7年4月1日」と読み替えるものとする。

(掛金に関する経過措置)

第6条 令和7年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附則別表

死亡又は 選択時年齢	率
30歳	6.4505
31	6.5795
32	6.7111
33	6.8453
34	6.9822
35	7.1219
36	7.2643
37	7.4096
38	7.5578
39	7.7090
40	7.8631
41	8.0204
42	8.1808
43	8.3444
44	8.5113
45	8.6815
46	8.8552
47	9.0323
48	9.2129
49	9.3972
50	9.5851
51	9.7768
52	9.9724
53	10.1718
54	10.3752
55	10.5827
56	10.7944
57	11.0103
58	11.2305
59	11.4551
60歳以上	11.6842

(注) 年齢に1年未満の端数が生じたときの率は、次式による。

1年未満の端数を切り捨てた年数に応じた率…A

1年未満の端数を切り上げた年数に応じた率…B

率＝A＋(B－A)×端数月数／12

(小数点第5位未満四捨五入)

別表第 2

年金現価率 (利率 3. 5%)

残余保証期間	率
20 年	14. 4183
19	13. 9084
18	13. 3807
17	12. 8346
16	12. 2693
15	11. 6842
14	11. 0787
13	10. 4520
12	9. 8033
11	9. 1319
10	8. 4371
9	7. 7179
8	6. 9735
7	6. 2031
6	5. 4057
5	4. 5805
4	3. 7263
3	2. 8422
2	1. 9272
1	0. 9802
0	0. 0000

(注) 残余保証期間に 1 年未満の端数が生じたときの率は、次式による。

$$A \text{ 年 } B \text{ 月 の 率 } = A \text{ 年 の 率 } + \{ (A + 1) \text{ 年 の 率 } - A \text{ 年 の 率 } \} \times B \div 12$$
(小数点以下第 5 位四捨五入)

別表第 3

残余償却年数別年金現価率 (利率 2. 9 %)

残余償却年数	率
0 年	0. 0 0 0 0 0
1	0. 9 8 5 9 1
2	1. 9 4 4 0 3
3	2. 8 7 5 1 5
4	3. 7 8 0 0 3
5	4. 6 5 9 4 1
6	5. 5 1 4 0 0
7	6. 3 4 4 5 1
8	7. 1 5 1 6 1
9	7. 9 3 5 9 7
1 0	8. 6 9 8 2 2
1 1	9. 4 3 8 9 9
1 2	1 0. 1 5 8 8 8
1 3	1 0. 8 5 8 4 9
1 4	1 1. 5 3 8 3 8
1 5	1 2. 1 9 9 1 0
1 6	1 2. 8 4 1 2 1
1 7	1 3. 4 6 5 2 2
1 8	1 4. 0 7 1 6 4
1 9	1 4. 6 6 0 9 7
2 0	1 5. 2 3 3 6 9

(注) 残余償却年数に 1 年未満の端数が生じたときの率は、次式による。
 A 年 B 月の率 $= A$ 年の率 $+ \{(A + 1)$ 年の率 $- A$ 年の率 $\} \times B \div 12$
 (小数点以下第 6 位四捨五入)